

政令第二百六十一号

児童福祉法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十条第四号、同法第五十三条及び第五十五条並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における法第二

十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

私立認定保育所に係る前条第三号の規定の適用については、同号中「又は第五十一条第二号若しくは第四号」とあるのは、「、第五十一条第二号若しくは第四号又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号」と、「があるときは、」とあるのは「があるときは、就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料を除き、」と、「又は第三項の規定による徴収金の額」とあるのは「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する保育料額」とする。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第二条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十

八年法律第七十七号) 第六条第二項に規定する認定こども園をいう。) である同法第三条第二項の幼  
保連携施設を構成する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) に規定する保育所を經營する事  
業

第四条第六号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

#### 附 則

この政令は、平成十八年十月一日から施行する。